平成２３年（フ）第１８２０号
埼玉県川口市西川口１丁目31番１―303号　ソレアード・シンコ
債務者　簗田　良子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８６１号
埼玉県戸田市川岸２丁目１番３号　リバーサイド秀栄107号室、旧住所さいたま市中央区八王子５丁目12番21―304号
債務者　白根　健司
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８７２号
さいたま市中央区本町東３丁目13番18―303号
債務者　石平　明美
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９１６号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区31棟203号
債務者　出口　則子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８２０号
埼玉県入間市鍵山１丁目６番14号　武山コーポⅡ201
債務者　工藤　政子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２６９号
岡山県小田郡矢掛町里山田592番地
債務者　東本　昌樹
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３１７号
岡山県倉敷市玉島上成606番地　２―301
債務者　面田　惠子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３２３号
岡山県笠岡市笠岡5405番地　岩尾アパート３号
債務者　大西　勝広
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３３４号
岡山県倉敷市笹沖247番地18　レオネクストプレステージ池田201号室
債務者　小西　克彦
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３３８号
岡山県倉敷市川入695番地２　ウォータムヒルⅠ―A―206
債務者　時信　律子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
岩手県二戸郡一戸町高善寺字古舘平20番地１
債務者　太田代一也
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前11時50分　盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第６２９号
静岡県袋井市方丈６丁目３番地の15　グラン・シャリオ101号室
債務者　浦部　元晴
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第８１２０号
大阪市城東区新喜多１丁目４番49号　ハイムシギタ７―B
債務者　佐藤　雅子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５８号
栃木県宇都宮市末広２丁目２番１号　関原市営住宅１号棟701号室
債務者　猪瀬美智代
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７７２号
栃木県宇都宮市立伏町478番地88
債務者　山口　祐子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７８９号
栃木県宇都宮市竹下町1399番地２　ケアホームスイートピー、前住所栃木県芳賀郡茂木町大字深沢2233番地１
債務者　成年被後見人　上野　治一
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係